

「介護予防・生活支援サービス事業」に関する質問への回答について(平成29年3月23日現在)

※今回の回答につきましては、現時点での本市の考え方をまとめたものとなります。また、回答における「訪問型サービス相当」には「介護予防訪問介護」を、「通所型サービス相当」には「介護予防通所介護」を含みます。ただし、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日をもって終了となります。

No.	キーワード	質問事項	回答
1	訪問型サービスA ※サービスの範囲	訪問型サービスAの生活援助の内容について、現行の介護予防訪問介護における生活援助の内容と違いはあるか、また、範囲の拡大はあるのか。	本市における訪問型サービスAについては、現行の介護予防訪問介護における生活援助の範囲と同内容となる。
2	訪問型サービスA ※事業従事者の資格要件	「介護予防・日常生活支援総合事業」について、5ページに記載のある「訪問型サービスA」の人員の資格要件として介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者とあるが、他にどのような資格が認められるのか。	既に訪問介護員の資格を有する方(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)のほか、旧訪問介護員3級課程修了者、家政士資格保持者は、訪問型サービスAに従事することが可能となる。
3	訪問型サービスA ※一定の研修受講者	一定の研修受講者とあるが、この研修の実施時期・内容、及び、事業に従事することが可能なその他類似の研修修了資格などはあるのか。	本市では、より多くの方々に訪問型サービスAをはじめとする各種サービスの担い手になっていただけるよう、平成29年度より、事業従事者の養成研修の実施を予定している。なお、その他類似の研修修了資格については、たとえば、栃木県シルバー人材センター連合会の技能講習の介護アシスタントなどが想定されるが、基本的には、本市が実施する研修内容と類似した研修修了者であれば、従事いただけるものと考えている。
4	訪問型サービスA ※サービス利用者	平成29年4月以降、生活援助のみを必要とする利用者に対しては、訪問型サービスAを提供していくことになるのか。また、訪問型サービスAのみの指定を受けている事業者については、その他のサービスを提供することはできないのか。	介護予防・日常生活支援サービス事業は従来の介護保険サービスの利用と同様に、利用者や家族のニーズ、課題などに基づき、サービスの目的、必要性などを検討し利用するサービスを選定するものであり、生活援助のみを必要とし、訪問型サービスAの内容が当該利用者に適切なサービスであると判断された場合に、訪問型サービスAを利用いただくこととなる。(身体介護を要さない場合であっても、訪問型サービス相当を利用することも可能である。)なお、訪問介護サービス相当のサービス提供事業者として指定を受けておらず、訪問型サービスAのみの指定を受けている事業所については、生活援助サービスしか提供できない。
5	訪問型サービス ※人員配置基準	訪問型サービス相当と訪問型サービスAを一体的に提供する場合、サービスAの利用者は、サービス相当のサービス提供責任者の配置基準における「利用者40人に1人以上」の人数に含めない、という理解でよいか。	お見込みのとおり。 訪問型サービスAの利用者は、訪問型サービス相当に係るサービス提供責任者の配置基準における「利用者40人に1人以上」の「利用者」に含めない。

「介護予防・生活支援サービス事業」に関する質問への回答について(平成29年3月23日現在)

※今回の回答につきましては、現時点での本市の考え方をまとめたものとなります。また、回答における「訪問型サービス相当」には「介護予防訪問介護」を、「通所型サービス相当」には「介護予防通所介護」を含みます。ただし、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日をもって終了となります。

No.	キーワード	質問事項	回答
6	訪問型サービスA ※利用人数の制限	訪問型サービスAにおける利用人数は、事業所や従事者ごとの上限はあるのか。	本市で上限設定を設けることはしないが、利用者各々に支障なく、適切なサービスを提供できることが前提となる。
7	訪問型サービスA ※サービス提供時間	訪問型サービスAについて、サービス提供に要する時間の下限は何分となるのか。	本市で下限を設けることはしないが、利用者各々に支障なく、適切なサービスを提供できることが前提となる。
8	訪問型サービス相当 訪問型サービスA ※管理者について	訪問型サービス相当の管理者は「常勤・専従1人以上」、訪問型サービスAの管理者は「専従1人以上」とされており、また、支障がない場合、当該事業所の他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能とされているが、他の職員については兼務できないのか。	訪問型サービス相当の従事者が、訪問型サービスAの従事者として兼務することは可能である。この場合、訪問型サービスAの従事者として勤務した時間は、訪問型サービス相当の訪問介護員としての常勤換算に計上できない。
9	訪問型サービス相当 訪問型サービスA ※従事者について	訪問型サービス相当に従事するヘルパーと、訪問型サービスAの訪問事業従事者は、その役割を兼務することは可能か。	可能である。この場合は、訪問型サービス相当及び訪問型サービスAのどちらの事業に従事しているか、記録上明確にする必要があり、また、サービス提供の評価時間についても、同様に、どちらの事業に従事しているか明確にするよう留意する必要がある。
10	訪問型サービス相当 訪問型サービスA ※週2回を超える利用について	訪問型サービス相当では週2回程度超の報酬設定があるが、訪問型サービスAでは週2回程度とされている。現在、週2回を超えるサービスを受けている利用者が、訪問型サービスに移行した場合、週2回を超えるサービスの提供を受けることは可能か。	訪問型サービスAについては、経常的に週2回を超えるサービスの利用を想定した設定となっていない。経常的に週2回を超えるサービス利用が必要とされる場合は、訪問型サービス相当の週2回程度を超えるサービスが適切であると考えられるが、当該基準は、要支援2の方を対象としたものであることに留意が必要である。
11	訪問型サービス相当 訪問型サービスA ※サービスの調整について	総合事業の開始に伴い、介護予防訪問介護から「訪問型サービス相当」や「訪問型サービスA」に振り分けられることになるが、利用者が少しでも身体介護を要する場合は、「訪問型サービス相当」、生活援助のみであれば「訪問型サービスA」という解釈でよいのか。	原則として、身体介護を要する場合は「訪問型サービス相当」、生活援助のみの提供を受ける場合は「訪問型サービスA」の利用が想定されるが、従来の介護保険サービスの利用と同様に、利用者や家族のニーズ、課題などに基づき、サービスの目的、必要性などを検討し利用するサービスを選定する。

「介護予防・生活支援サービス事業」に関する質問への回答について(平成29年3月23日現在)

※今回の回答につきましては、現時点での本市の考え方をまとめたものとなります。また、回答における「訪問型サービス相当」には「介護予防訪問介護」を、「通所型サービス相当」には「介護予防通所介護」を含みます。ただし、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日をもって終了となります。

No.	キーワード	質問事項	回答
12	訪問型サービス ※その他のサービス	総合事業の指定(訪問型サービス相当・A)を受けた事業所が、訪問型サービスBの登録をせず、介護保険適用外のサービス(草とり、ペットの世話など)を実費で行うことを併用することは可能か。	保険給付と保険適用外サービスの利用と同様に、各サービスを区分し、適切に説明したうえで、利用者と合意のもと提供することは可能であるが、各サービスの評価対象の時間や、人員配置(介護保険外の時間を訪問型サービス等の勤務時間に算定できないこと)、会計等の区分を明確に分けることが必要となる。
13	通所型サービス ※届出について	通所型サービス相当を運営している事業所が、新たに、通所型サービスAを提供する場合の届出はどのようにすればよいか	通所型サービス相当を運営している事業所が新たに通所型サービスAの指定を受けたい場合、通所型サービスAの新規指定の申請が必要である。
14	通所型サービス ※介護保険サービスとの一体的な提供	地域密着型通所介護と通所型サービス相当を一体的に提供することは可能か。	可能である。また、従来の考え方と同様に、地域密着型通所介護の基準を満たしていれば、通所型サービス相当の基準を満たしていると判断できる。
15	通所型サービス ※営業日の指定	現在、通所介護を実施している事業所が、通所型サービス相当や通所型サービスAを提供する場合、営業日を事業所で指定することは可能か。	可能である。指定申請の際に、営業日を提示していただくこととなる。
16	通所型サービス ※営業日の指定	通所型サービスにおいて、例えば、月・水・金曜日を通所型サービス相当、火・木曜日を通所型サービスAとして、事業を実施することは可能か。	可能である。指定申請の際に、当該サービスの提供日と定員を提示いただく必要がある。
17	通所型サービス ※提供時間について	通所型サービス相当と通所型サービスAを同一区画、同一時間帯に提供することは提供可能か	通所型サービス相当と通所型サービスAの一体的に提供する場合は、各サービスの利用者の処遇に影響がなければ、一体的に提供することが可能である。

「介護予防・生活支援サービス事業」に関する質問への回答について(平成29年3月23日現在)

※今回の回答につきましては、現時点での本市の考え方をまとめたものとなります。また、回答における「訪問型サービス相当」には「介護予防訪問介護」を、「通所型サービス相当」には「介護予防通所介護」を含みます。ただし、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日をもって終了となります。

No.	キーワード	質問事項	回答
18	通所型サービス ※提供時間について	通所型サービスAのサービス提供時間は「3時間以上4時間未満」(半日程度)の利用と定められているが、通所型サービス相当(介護予防通所介護に該当)については、時間制限を設けないといった認識でよいか。	お見込みのとおり。 本市においては、従来の介護予防通所介護の内容(人員・設備・報酬等)を継続して実施するものであり、サービス提供時間についても、介護予防通所介護の考え方と同様となる。
19	通所型サービス ※送迎について	通所介護と通所型サービス相当、通所型サービスAの利用者を、同一の送迎車で同時間帯に送迎することは可能か。	従前より、通所介護のサービス提供時間については、介護報酬に関する通知において、「通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること」とされていることから、可能である。 ※「送迎」に要する時間とは、次に掲げる時間を指す。 ① 直接送迎を行う時間 ② 事業所到着後、送迎車から事業所内までの移動時間及びサービスが開始されるまでの待機時間 ③ サービス終了後、事業所を出発するまでの待機時間(送迎車の到着を待つ間の待ち時間等)
20	通所型サービス ※送迎について	送迎について、体制が組めない場合は提供しなくてもよいか。	通所型サービスについては、送迎を含めた報酬であることから、原則、送迎を行うこととなる。また、通所型サービスAについては「同一建物減算及び送迎減算」が適用されるため、送迎を提供しない場合は、減算となる。
21	通所型サービス ※利用定員の考え方について	食堂及び機能訓練室の面積の合計を、通所介護と通所型サービス相当、通所型サービスAの利用者で除した数を利用定員とすることによいか	各サービス事業における利用定員については、「通所介護+通所型サービス相当」と、通所型サービスAとを、別に定める必要があるため、設備(面積)条件を踏まえ、利用定員の見直しが必要となるケースも想定される。 ※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】第6 総合事業の制度的な枠組み【問9】参照

「介護予防・生活支援サービス事業」に関する質問への回答について(平成29年3月23日現在)

※今回の回答につきましては、現時点での本市の考え方をまとめたものとなります。また、回答における「訪問型サービス相当」には「介護予防訪問介護」を、「通所型サービス相当」には「介護予防通所介護」を含みます。ただし、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日をもって終了となります。

No.	キーワード	質問事項	回答
22	通所型サービス ※利用定員の考え方について	定員超過はどのように考えればよいか	通所型サービスの利用定員については通所介護、通所型サービス相当の利用者の合計で利用定員を定め、これらのサービスの利用者数が当該利用定員を超えた場合、定員超過となる。また通所型サービスAを同一場所で提供する場合は、これとは別に、当該サービスの利用者で利用定員を定め、当該サービスの利用者数が当該利用定員を超えた場合、定員超過となる。 ※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】【問12】参照
23	通所型サービス ※利用定員の考え方について	通所介護と通所型サービス相当及び通所型サービスAを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるか	通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と通所型サービス相当の合計が18名以下の場合においては、地域密着型通所介護への移行対象となる。 ※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】【問13】参照

「介護予防・生活支援サービス事業」に関する質問への回答について(平成29年3月23日現在)

※今回の回答につきましては、現時点での本市の考え方をまとめたものとなります。また、回答における「訪問型サービス相当」には「介護予防訪問介護」を、「通所型サービス相当」には「介護予防通所介護」を含みます。ただし、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日をもって終了となります。

No.	キーワード	質問事項	回答
24	通所型サービス ※利用定員の考え方について	通所介護と通所型サービス相当(介護予防通所介護に該当)、通所型サービスAの3つを一体的に提供する場合、そのサービス提供にあたって留意すべき点はあるか。	<p>通所型サービスを一体的に提供する場合については、次のとおり整理される。</p> <p>①通所介護と通所型サービス相当を同一単位で一体的に提供する場合 現行の通所介護と介護予防通所介護を一体的に提供する場合と同じ</p> <p>②「通所介護(+通所型サービス相当)」と通所型サービスAを同一単位で一体的に提供する場合(同時に同じ場所で一体的に提供する場合を指す。 人員基準については、「通所介護(+通所型サービス相当)」と通所型サービスAでそれぞれ介護職員等を専従で置く必要があり、その他の人員基準も異なる。また、施設基準は「通所介護(+通所型サービス相当)」の必要面積に加え、サービスAの必要面積を確保する必要があり、本市においては、ともに3㎡×利用定員以上としている。 面積の例)介護+相当の定員20人、通所Aの定員10人の場合 ⇒ (20人+10人)×3㎡=90㎡必要</p> <p>③「通所介護(+通所型サービス相当)」と通所型サービスAを単位を分けて提供する場合(曜日・時間・部屋(パーティション等で区切ることも含む)のいずれかを分けて提供する場合を指す) 人員基準については、「通所介護(+通所型サービス相当)」と通所型サービスAで、単位ごとにそれぞれ介護職員等を専従で置く必要があり、人員基準も異なる。また、設備基準についても、単位ごとにそれぞれ必要面積を確保する必要がある。 面積の例)介護+相当の定員20人、通所Aの定員10人の場合 ○ 部屋を分ける場合 ⇒ 20人×3㎡+10人×3㎡=90㎡必要 ○ 曜日・時間を分ける場合 ⇒ 20人×3㎡=60㎡必要 (通所A提供時の必要面積は10人×3㎡=30㎡)</p>

「介護予防・生活支援サービス事業」に関する質問への回答について(平成29年3月23日現在)

※今回の回答につきましては、現時点での本市の考え方をまとめたものとなります。また、回答における「訪問型サービス相当」には「介護予防訪問介護」を、「通所型サービス相当」には「介護予防通所介護」を含みます。ただし、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日をもって終了となります。

No.	キーワード	質問事項	回答
25	通所型サービス ※加算の考え方について	通所介護と通所型サービス相当及び通所型サービスAを一体的に提供する場合、サービス提供強化加算の職員の割合はどのように算出すればよいか	サービス提供強化加算の算定に当たっては、常勤換算法により介護福祉士が50%以上配置されること等が要件とされており、通所介護と通所型サービス相当及び通所型サービスAを一体的に行う場合、 ・通所型サービス相当の職員は含め、 ・通所型サービスAの職員は含めず、職員の割合を算出する。 この場合、通所介護と通所型サービス相当の双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。 ※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】【問10】参照
26	訪問・通所共通 ※加算の考え方について	介護職員処遇改善加算は、総合事業に移行した後も算定可能か	訪問型サービス相当及び通所型サービス相当については、従前どおり当該加算の算定は可能 ただし、訪問型サービスA及び通所型サービスAには当該加算は適用されないため、訪問型サービスA及び通所型サービスAのみに従事している介護職員に当該加算を原資とした給与等の支払いはできない。
27	対象者とサービス利用 ※生活保護受給者	生活保護受給者の自己負担はどのようになるのか。	生活保護受給者の自己負担については、介護予防給付と同様に、事業所指定によるサービスであれば、生活保護法における介護扶助の対象となる。このため、事業所指定によらない、訪問型・通所型サービスBや、その他の生活支援サービスについては、自己負担が生じることとなる。